

グリーン購入手順書

1 目的

佐賀市は、地域の大きな一消費者として、環境負荷の軽減を図るとともに、現代の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会経済活動やライフスタイルを見直し、循環型社会の構築を目指すため、物品・サービスの購入(リース契約を含む)に関する基本的な手順を定める。

2 グリーン購入手順

(1) 基本的考え

- ア 必要な物品等は厳選し、当面必要な量を購入する。
- イ 市が物品等を購入・リース契約を行う際に、次の要件を考慮する。
 - ・ 環境や人の健康に影響を及ぼす物質(塩ビ、代替フロン等)の使用や放出が削減されていること。
 - ・ 資源採取、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄の製品ライフサイクル全体において、資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - ・ リユース又はリサイクルが可能であること、あるいは処理・処分しやすいこと。
 - ・ 再生素材や再使用部品を多く使用していること。
 - ・ エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルが表示されている、または同等であること。

ウ 次の場合は、上記(1)ア、イ及び別表1「グリーン購入基準」によらず選定することができる。

- ① 同類製品に対して価格が著しく高価である場合
- ② 機性能・安全性等の観点から購入基準により難しい場合

(2) 物品等の選定基準(単価契約品を含む)

ア 別表1「グリーン購入基準」で示す物品・サービスは、別表の購入基準を満たすものを選定する。

イ 上記(2)ア以外の購入又はリース契約を行う場合は、次の優先順位で物品等の選定を行う。

- ① 「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成29年2月閣議決定)の基準を満たすもの。
(参照=<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)
- ② 「環境ラベル等データベース」に掲載されている環境ラベルに適合する商品
(参照=<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)
別表2「環境ラベル一覧」を参照
- ③ 上記(2)イの要件を考慮して選定する。

(3) 物品等の選定手順

次の順序で選定を行う。

- ① 単価契約品を購入する。
- ② 単価契約品でない場合は、上記(2)の順序により物品等の選定を行う。

(4) 佐賀市が発注する公共工事におけるグリーン購入の取り組み

公共工事の目的となる工作物等は、市民の生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等については、可能な範囲において「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 29 年 2 月閣議決定）の基準を満たすものを選定する。

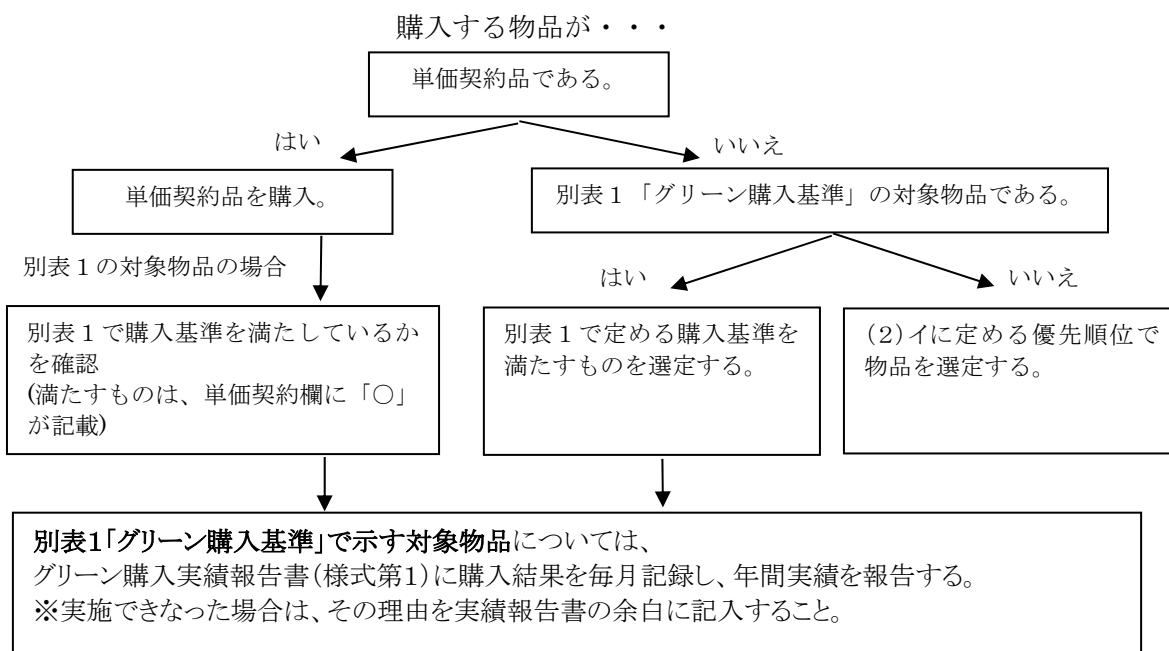
3 記録及び報告

- (1) 報告対象は、別表 1 「グリーン購入基準」で示す物品・サービスとする。ただし、施設管理の区分のみ、報告対象から除外する。
- (2) 各課の課長は、毎月、上記(1)の購入結果をノーツデータベース「環境マネジメント実績報告」(sagaNDB)のグリーン購入実績報告書(様式第1)に記録し、翌年度 4 月 10 日までに年間集計を環境管理事務局に報告する。
- (3) 環境管理事務局は、報告を受けたグリーン購入推進実績報告書の年間集計に基づき、佐賀市環境マネジメントシステム実績結果報告書を作成し、ホームページ等により実績を公表する。

■報告手順一覧

使用するノーツDB	報告様式	内容	報告期限
環境マネジメントシステム実績報告(sagaNDB)	様式第1 グリーン購入実績報告書	対象物品の毎月のグリーン購入実績及び年間集計	翌年度4月10日までに年度集計を報告

4 グリーン購入の選定フロー



別表1





別表1		平成30年度 グリーン購入基準			
			※単価契約欄の「○」は、その物品が購入基準を満たすことを示す。 (物品のうちその全部が基準を満たしているときに○)		
			※「いずれかの要件」又は「○○の場合は」とあるものを除き、記載要件の全てを満たすこと。		
区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
A	用紙類	1	コピー用紙(A3)	○	総合評価値80以上であること。
		2	コピー用紙(A4)	○	
		3	コピー用紙(B4)	○	
		4	コピー用紙(B5)	○	
		5	色上質紙	○	古紙が含まれていること。
		6	電算用連続用紙(フォーム用紙)	○	古紙パルプ配合率70%以上、白色度70度程度
		7	FAX用感熱紙等	○	古紙パルプ配合率50%以上
		8	輪転機用紙	○	古紙パルプ配合率70%以上、白色度70度程度
		9	インジェットカラープリンター用塗工紙	○	古紙パルプ配合率70%以上
		10	その他(広洋紙、画用紙、賞状用紙等)	○	古紙パルプ配合率50%以上
B	事務用品	1	シャープペンシル	○	【事務用品共通】 (グリップ)再生ラバー残芯が可能な限り少ないこと。
		2	シャープペンシル 替芯	○	【基準】 【基準は容器に適用】 芯が交換可能
		3	ボールペン(ボールペン、多機能ボールペン等)(詰替え用の芯を除く)	○	【基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。 消耗品が交換又は補充可能
		4	マーキングペン(蛍光ペン、油性・水性マーカー、初付ボート用マーカー、筆ペン等)(詰替え用ペン芯を除く)	○	(1)プラスチック:再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の20%以上使用。
		5	鉛筆(色鉛筆を含む)	○	
		6	スタンプ台	○	・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・インク又は液が補充可能
		7	朱肉(補充用朱肉を除く)	○	・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・インク又は液が補充可能
		8	印章セット(印鑑ホルダー)	○	液が補充可能
		9	印箱		
		10	公印		
		11	ゴム印(連結式を含む)		
		12	回転ゴム印		
		13	定規(三角定規、分度器を含む)	○	(2)木質:間伐材、端材、合法材等の木材を使用 (3)紙:紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上
		14	トレイ(書類用・小物用・硬貨用)		
		15	消しゴム(ペン型繰り出し式を含む)	○	【参考】 購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。 【基準は容器に適用】 (ゴム)非塩ビ素材。 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・(パッケージ)再生紙 ・廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
		16	ステープラー(汎用型)(ホッチキス)	○	・(パッケージ)再生紙 ・廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
		17	ステープラー(汎用型以外)(ホッチキス)(針を用いない方式を含む)	○	・(パッケージ)再生紙 ・廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
		18	ステープラー針リムーバー(ホッチキス針はずし)		廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
		19	連射式クリップ(本体)(ガチャック等)	○	・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1
		20	事務用修正具(テープ)(交換用テープカートリッジを除く)	○	・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・消耗品が交換可能
		21	事務用修正具(液状)	○	【基準は容器に適用】
		22	クラフトテープ(紙製)	○	(テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上*2 粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
		23	粘着テープ(布粘着)	○	(テープ基材)再生プラスチック40%以上
		24	両面粘着紙テープ	○	(テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上*2
		25	製本テープ		【基準はテープ基材に適用】
		26	ブックスタンド		・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1
27	ペンスタンド				
28	クリップケース				
29	はさみ	○	廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。		
30	マグネット(玉)				
31	マグネット(バー)				
32	テープカッター				
33	パンチ(手動)				
34	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)				
35	紙めくりクリーム		【基準は容器に適用】 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫がなされていること。		
36	鉛筆削(手動)				





区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
B	事務用品	37	OAクリーナー(ウェットタイプ)	○	【事務用品共通】 【基準は容器に適用】 ・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 ・内容物が補充可能
		38	OAクリーナー(液タイプ)		【基準は容器に適用】 内容物が補充可能
		39	ダストブロー		【事務用品共通】 【基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。 (1)プラスチック:再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用 (2)木質:間伐材、端材、合法材等の木材を使用 (3)紙:紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上
		40	レターケース		
		41	メディアケース(CD・DVD・BD用)		・再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1又は植物を原料とするプラスチックを使用 ・厚さ5mm程度以下のスリムタイプであること。
		42	マウスパッド		
		43	OAフィルター(枠あり)		【参考】 購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。
		44	OA機器カバー		・共通基準を満たすか又は植物を原料とするプラスチックを使用。 ・枠は再生プラスチックを枠部重量の50%以上使用。
		45	丸刃式紙裁断機		オレフィン系樹脂 廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
		46	カッターナイフ	○	
		47	カッティングマット		オレフィン系樹脂、マットの両面が使用可能
		48	デスクマット	○	オレフィン系樹脂
		49	OHPフィルム		再生プラスチック30%以上*2又は植物を原材料とするプラスチックを使用
		50	電卓(電子式卓上計算機)	○	(主電源)太陽電池 (部品)有害化学物質の不使用
		51	絵筆		再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1
		52	絵の具		【基準は容器に適用】
		53	墨汁	○	【基準は容器に適用】 内容物が補充可能
		54	のり(液状)補充用を含む	○	【基準は容器・ケースに適用】 消耗品が交換可能
		55	のり(澱粉のり)補充用を含む		
		56	のり(固形)補充用を含む	○	
		57	のり(テープ)	○	
		58	ファイル	○	・金属を除く主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上 ・表紙と綴じ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄が可能
		59	バインダー	○	・金属を除く主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率70%以上 ・表紙と綴じ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄が可能
		60	ファイリング用品 (ファイル・バインダーに補充する背見出し、ポケット、仕切り紙等)	○	
		61	文書ホルダー(個別フォルダー)	○	古紙パルプ配合率100%又は間伐材利用とする。
		62	文書保存箱		
		63	アルバム (台紙式、ポケット式、工事用アルバム)	○	・(表紙)古紙パルプ配合率60%、 ・(台紙)古紙パルプ配合率80% ・(ポケット部)PET
64	つづりひも	○	・主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上 ・主要材料が再生プラスチックの場合、再生プラスチック使用		
65	カードケース (クリアホルダー、名刺整理箱等)	○			
66	事務用封筒(紙製) 既製品	○	古紙パルプ配合率40%以上*2		
67	窓付き封筒(紙製) 既製品		・古紙パルプ配合率40%以上*2《窓部分には適用しない》 ・プラスチック製の窓フィルムの場合、再生プラスチック40%以上又は植物を原材料とするプラスチックを使用		
68	けい紙 (原稿用紙、方眼紙、レポート用紙、ルーブリック、計算用紙、伝票等)		・古紙パルプ配合率70%以上 ・白色度70度程度 ・塗工されているものは塗工量が両面で30g/m ² 以下又は塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たすこと。		
69	ノート・メモ帳	○			
70	パンチラベル	○	・主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率100%		
71	タックラベル (宛名用ラベル、タイトル用ラベル、OA用ラベル)	○	・粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。		
72	インデックス	○			
73	付箋紙	○			
74	付箋フィルム	○	粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであること。		
75	紙ひも君	○	再生品		
76	梱包用バンド		・紙製の場合、古紙パルプ配合率100% ・プラスチック製の場合、再生プラスチックをプラスチック重量の25%以上(廃ペットボトルのリサイクル製品でないもの)		

エコマーク



区分 記号	区分	番号	物品名	単価 契約	購入基準
B	事務用品	77	黒板拭き	○	【事務用品共通】 【基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。 (1)プラスチック:再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用 (2)木質:間伐材、端材、合法材等の木材を使用 (3)紙:紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上 エコマーク 
		78	ホワイトボード用イレーザー		
		79	額縁	○	
		80	集合ごみ箱		
		81	リサイクルボックス		
		82	缶・ボトルつぶし機(手動)		
		83	名札(机上用)		
		84	名札(衣服取付型・首下げ型)	○	
		85	鍵かけ(鍵用のフック)	○	
		86	チョーク	○	
87	グランド用白線	○			
		88	記録用メディア(CD・DVD・BD)	○	再生プラスチック使用が全重量の70%以上*1 オレフィン系樹脂 再生材料を10%以上使用 廃棄された卵の殻などの再生材料を70%以上使用 【基準はケースに適用】 ・主要材料が紙の場合 古紙パルプ配合率70%以上 ・主要材料がプラスチックの場合 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上*2、又は植物を原料とするものであること ・スリムタイプケース(厚さ5mm以下)または集合タイプであること
C	印刷物(役務)	1	報告書		(1)総合評価値80以上の用紙を使用(冊子の場合、表紙を除く。色上質紙については、古紙を含んでいれば基準を満たすものとする。) (2)リサイクル適正Aランクの資材の使用。 (3)オフセット印刷の場合、化学安全性が確認されている植物油インキを使用。 (4)成果品にリサイクル適正を表示。
		2	パンフレット、ポスター、チラシ		
D	衛生用品	1	トイレットペーパー	○	古紙パルプ配合率100%、漂白剤をあまり使ってないもの
		2	ティッシュペーパー		
		3	ペーパータオル		
E	事務機器等	1	コピー機等 (複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を含む)		【事務機器等共通】 次の基準に適合すること。 【基準】 次のいずれかの要件を満たし、かつ、右記を満たすこと。 (1)省エネ法に基づく省エネラベリング制度の表示対象機器は、省エネ基準達成率100%以上 (2)国際エネルギースタープログラムに定める 【6磁気ディスク装置、8シュレッダーを除く10機器共通】 ①特定化学物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 【1コピー機等】 ①グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限る)に対応可能 ②リユースに配慮 ③使用済製品のリユース、リサイクルのシステムがあり、リユース・リサイクルできない部分の減量化及び適正処理が行われること(単純埋立の禁止) 【2電子計算機(パソコン)】 ①国際エネルギースタープログラムに定める基準を満たすか、又は省エネ基準達成率が、サーバ型は180%以上、クライアント型は200%以上であること*2 ②一般行政事務用ノートパソコンは、搭載機器・機能が簡素化されていること 【3プリンタ等】 ①グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限る)に対応可能 【7ディスプレイ】 国際エネルギースタープログラム(Ver.7.0)に定める基準を満たすこと 【8シュレッダー】 ①待機時消費電力1.5W以下 ②低電力モード又はオフモードへの移行時間が出荷時10分以下に設定 【10電気冷蔵庫等】 ①冷媒及び断熱材発泡剤へのオゾン層を破壊する物質及び代替フロン(HFC:ハイドロフルオロカーボン)の不使用 【11テレビ】 ①受信機が39V型以下の場合、統一省エネラベル三つ星(☆☆☆)以上*2 ②リモコン待機時の消費電力0.5W以下 【12エアコンディショナー】 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下 【14LED照明器具】 表4の項目ごとの判断の基準を満たし、かつLEDモジュール寿命が40,000時間以上
		2	電子計算機(パソコン)		
		3	プリンタ等 (プリンタ/ファクシミリ兼用機を含む)		
		4	ファクシミリ		
		5	スキャナ		
		6	磁気ディスク装置		基準を満たすこと (3)統一省エネラベル(多段階評価制度)の表示対象機器は、4つ星以上 (4)グリーン購入ネットワークが策定した購入ガイドライン*3を満たすこと
		7	ディスプレイ		
		8	シュレッダー		
		9	デジタル印刷機		省エネラベル122%達成(緑) 
		10	電気冷蔵庫等 (電気冷凍庫・電気冷蔵冷凍庫を含む)		国際エネルギースタープログラムの基準達成マーク 
		11	テレビ		統一省エネラベル(4つ星) 
		12	エアコンディショナー		
		13	蛍光灯照明器具		
		14	LED照明器具 (従来の蛍光灯と互換性を有するLEDランプで口金から給電するタイプの照明器具は対象外)		

区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
E	事務 機器等	15	電球形状のランプ(LED)		①ランプ効率が、A形で口金がE17又はE26の場合は、昼光色、昼白色、白色は110.0lm/W以上、温白色、電球色は98.6lm/W以上、それ以外の場合は、昼光色、昼白色、白色は80.0lm/W以上、温白色、電球色は70lm/W以上であること。(調光・調色対応ランプは各基準値から5lm/Wずつ緩和。ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は50lm/W以上) ②演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ③定格寿命は40,000時間以上(ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は30,000時間以上)であること。
		16	電球形状のランプ(LED以外)	○	①電球形蛍光ランプである場合は、エネルギー消費効率が省エネ法のトップランナー基準を満たすこと。 ②蛍光ランプ以外の電球形状のランプである場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で50lm/W以上であること。 ③電球形蛍光ランプにあつては、水銀封入量は製品平均4mg以下であること。 ④定格寿命は6,000時間以上であること。
		17	蛍光管 (直管型で大きさが40形のもの)	○	①ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、エネルギー消費効率がランプ効率で83lm/W以上であること。 ②再生品であること
		18	一次電池又は小型充電式電池		次のいずれかの要件を満たすこと。 ①アルカリ乾電池であること。 ②小型充電式電池(二次電池)であること。
		19	トナーカートリッジ (対象物品はトナー容器、感光体又は 現像ユニットのいずれか2つ以上を組み 合わせたもの。)	○	①使用済カートリッジの回収システムがあること。 ②回収部品の再資源化率が製品全体質量(それぞれトナー、インクを除く)の95%以上であること。 ③回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率 ・トナーカートリッジ: 製品全体の質量の50%以上(トナーを除く) ・インクカートリッジ: 製品全体の質量の25%以上(インクを除く) ④回収したカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については減量化が行われた上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限り)に対応可能。 ⑥トナー及びインクの化学安全性が確認されていること。 ※単価契約Docuprint P450d対応分は対象外。
		20	インクカートリッジ (プリンタ内のインク容器にインクを補充 するタイプのインク容器単体は対象外と する。)		④回収したカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については減量化が行われた上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 ⑤グリーン購入基準を満たす用紙(使用するものに限り)に対応可能。 ⑥トナー及びインクの化学安全性が確認されていること。 ※単価契約Docuprint P450d対応分は対象外。
		21	プロジェクター		①製品本体の重量が、国が定めた基準値を上回らないこと。 ②消費電力が、国が定めた基準値を上回らないこと。 ③待機時消費電力が0.5W以下であること(ネットワーク待機時は適用外)。 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤製品の製造終了後5年以上は保守部品・消耗品が供給されること。 ⑥特定化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 【参考】 購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。 エコマーク 
		22	携帯電話		①次のア又はイのいずれかを満たしていること ア. 搭載機器・機能が簡素化されていること(通話及びメール機能等に限定) イ. アプリケーションのバージョンアップが可能であること ②環境配慮設計が実施されており、その内容がウェブサイト等で公表されていること ③回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること ④再使用又は再生利用できない部分は適正に処理されること ⑤バッテリー等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有)があること ⑥特定化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 【参考ラベル】モバイル・リサイクル・ネットワーク  モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルに協力先。
		23	ガス温水機器・ガス調理機器 石油温水機器		省エネ法に基づく省エネラベリング制度の省エネ基準達成率が100%以上であること
		F	オフィス 家具等	1	いす
2	机			○	①金属製の棚、収納用什器の場合: 棚板については次のア、イ、ウ、キの要件を満たすこと ②プラスチックの場合: 次のエ、オのいずれか及びキの要件を満たすこと ③木質の場合: 次のカ、キの要件を満たすこと ア. 棚板に係る機能重量の基準0.1以下 ※機能重量の基準=棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg) イ. 単一素材分解可能率が90%以上 ウ. リデュース・リサイクルの配慮がなされた設計であること エ. 再生プラスチックをプラスチック重量の10%以上使用 オ. 植物を原料とするプラスチックをプラスチック重量の25%以上使用し、かつパイオベース合成ポリマー含有率が10%以上 カ. 間伐材、端材、合法材等の木材を使用。材料からのホルムアルデヒドの放散速度がJ0.02mg/㎡h以下(JIS規格適合)又はこれと同等のものであること キ. 保守部品又は消耗品は製造終了後5年以上供給されること
3	棚				
4	収納用什器(棚以外)				
5	ローパーティション				
6	コートハンガー				
7	傘立て				
8	掲示板				
9	黒板				
10	ホワイトボード				


区分記号	区分	番号	物品名	単価契約	購入基準
G	被服等	1	制服		<p>【共通基準】</p> <p>①【ポリエステル繊維を使用した製品の場合（作業手袋を除く）】再生PET樹脂繊維の使用率が繊維部分全体重量※比（※製品全体重量からファスナー等付属品を除いた重量。以下同様。）が次のア、イ、ウのいずれかの要件を満たし、かつ右の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 25%以上（ただし、ポリエステルが繊維全体重量の50%未満の場合はその50%以上、かつ、繊維部分全体重量比で10%以上。）</p> <p>イ. 10%以上かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p> <p>ウ. 故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上</p> <p>②【植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を使用した製品の場合（作業手袋、帽子を除く）】</p> <p>・製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつ右の要件を満たすこと。</p> <p>【参考】</p> <p>購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。</p> <p style="text-align: center;">エコマーク </p> <p>【共通基準①のアの場合】</p> <p>裏生地も除いた繊維部分全体重量。</p> <p>【共通基準②の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>イ. 製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p> <p>【共通基準②の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>イ. 製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p> <p>【主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 再生PET樹脂使用率が製品全体重量比で50%以上使用</p> <p>イ. ポストコンシューマー材料からなる繊維が含まれる場合は、製品全体重量比（すべり止めの塗布加工部分を除く。）の50%以上使用</p> <p>ウ. 植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を使用した製品の場合。製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>エ. 未利用繊維が製品全体重量比で50%以上使用</p> <p>非塩ビ製品</p> <p>【共通基準②の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>イ. 製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p> <p>【共通基準②の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>イ. 製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p>
		2	作業服	○	
		3	帽子		
		4	作業手袋（軍手）	○	
		5	作業手袋（ゴム手袋）	○	
その他繊維製品		1	旗		<p>【共通基準②の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>イ. 製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上、かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p> <p>【共通基準②の場合】</p> <p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 製品繊維部分全体重量比で25%以上使用し、かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上</p> <p>イ. 製品繊維部分全体重量比で10%以上使用し、かつ使用後に回収及び再使用又はリサイクルシステムがあること</p>
		2	のぼり		
		3	幕（横断幕・懸垂幕）		
		4	カーテン		
H	設備	1	太陽光発電システム		<p>①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が*表5の区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。</p> <p>②太陽電池モジュール及び周辺機器の維持・管理等に必要な情報がウェブサイト等で開示されていること。</p> <p>③発電電力量が確認できるものであること。</p> <p>④*表6の項目ごとの判断の基準を満たすこと。</p>

区分記号	区分	番号	物品名	単価 契約	購入基準
I	自動車	1	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車(定員10人以下。人の運送用に供する普通自動車、小型自動車、軽自動車。) ・小型バス(定員11人以上。車両総重量3.5トン以下。) ・小型貨物車(軽貨物車、小型貨物車、中量貨物車。車両総重量3.5トン以下。) ・重量車(車両総重量3.5トン超のバス、トラック等) ※ただし、二輪車を除く	①電気自動車 ②天然ガス自動車 ③ハイブリッド自動車 ④プラグインハイブリッド自動車 ⑤燃料電池自動車 ⑥水素自動車 ⑦クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用自動車に限る) 以下の自動車については下記の基準を満たした低燃費かつ低公害車であること。 ⑧ガソリン車 【乗用車】 ・燃費目標基準レベル:平成32年度燃費基準達成 ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス75%以上低減 【小型バス】 ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成 ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス75%以上低減 【小型貨物車】 ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成 ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス50%以上低減 ⑨ディーゼル自動車(クリーンディーゼル車を除く) 【乗用車】 ・燃費目標基準レベル:平成32年度燃費基準達成 【小型バス、小型貨物車、重量車】 ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成 ⑩LPガス車 【乗用車】 ・燃費目標基準レベル:平成32年度燃費基準達成 ・低排出ガス基準:平成30年基準排出ガス50%以上低減又は平成17年基準排出ガス75%以上低減 【3.5トン以下の小型貨物車】 ・燃費目標基準レベル:平成27年度燃費基準達成 ・低排出ガス基準:平成17年基準排出ガス50%以上低減 燃費基準の達成を示すマーク  低排出ガス車認定のマーク  【参考】 グリーン購入法適合車種リスト:一般社団法人日本自動車工業会 http://www.jama.or.jp/eco/eco_car/green_list/	
J	消火器	1	消火器 (消火剤の詰め替えを含む)	①消火薬剤に、再生材料を重量比で40%以上使用 ②回収した消火器の再利用又は再生利用できない部分については適正処理されるシステムがあること ③エコマーク認定商品であること	
K	施設管理	1	植栽管理	農薬の使用回数及び量の削減に努めるとともに、「化学物質の使用に関するガイドライン(佐賀市版)」*7の指針に沿って実施すること ■指針の主な内容 ・散布前、散布後は、看板等で告知すること ・登録農薬を使用し、用法・容量を守ること	
L	災害・備蓄用品	1	ペットボトル飲料水	①賞味期限が5年以上であること。	
		2	アルファ化米、保存パン、乾パン	②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
		3	レトルト食品等	①賞味期限が次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 5年以上であること。 イ. 3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収し再利用される仕組みがあること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
		4	栄養調整食品、フリーズドライ食品	①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	
		5	毛布	使用される繊維のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再利用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上であること。	
		6	携帯発電機 (※定格出力が3kVA以下の発動発電機)	①排出ガスが次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. ガソリンエンジン搭載の発電機(天然ガス、LPガスを燃料として使用するものを含む)については、*表8の基準値以下であること。 イ. ディーゼルエンジン搭載の発電機については、*表9の基準値以下であること。 ②騒音レベルが98デシベル以下であること。 ③連続運転時間が3時間以上のものであること(カセットボンベ型については1時間以上)。	


グリーン購入基準には、リース・レンタル契約を含むことに注意すること。			
*1 ポストコンシューマー材料(製品として使用後に廃棄された材料又は製品)からなる再生プラスチックの 場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の35%以上使用			
*2 共通基準に代えて適用する。			
*3 グリーン購入ネットワークが策定した購入ガイドラインは、下のホームページを参照すること。 http://www.gpn-eco.net/guideline/index.php [エコ商品ねっとホームページ]			
*表4 固有エネルギー消費効率及び平均演色評価数Raの基準値			
	昼光色、昼色白、白色	温白色、電球色	平均演色評価数 Ra
LED照明器具	120 lm/W 以上	85 lm/W 以上	80以上
ダウンライト	95 lm/W 以上	80 lm/W 以上	70以上
高天井器具	130 lm/W 以上	85 lm/W 以上	70以上
投光器	105 lm/W 以上	90 lm/W 以上	70以上
防犯灯	800 lm/W 以上	対象外	70以上
*表5 太陽電池モジュールの区分ごとの基準変換効率			
	区分	基準変換効率	
	シリコン単結晶系太陽電池	16.0%	
	シリコン多結晶系太陽電池	15.0%	
	シリコン薄膜系太陽電池	8.5%	
	化合物系太陽電池	12.0%	
*表6 太陽光発電システムの項目ごとの判断の基準			
	項目	判断の基準	
	太陽電池モジュール	公称最大出力の80%以上を10年間維持	
	パワーコンディショナー	定格負荷効率及び部分負荷効率は出荷時の90%以上を5年以上維持	
	エネルギーペイバックタイム	3年以内	
	環境配慮設計	事前評価が行われ、その内容が確認できること	
*7 「化学物質の使用に関するガイドライン(佐賀市版)」は、ノートデータベース「化学物質データベース」 (sagaNDB)に掲載			
*表8 ガソリンエンジン搭載発電機に係る排出量基準値			
	排出量の区分	排出ガス基準値(g/kWh)	
		HC+Nox	CO
	66cc未満	50	610
	66cc以上 100cc未満	40	
	100cc以上 225cc未満	16.1	
	225cc以上	12.1	
	備考) 排出ガスの測定方法はJIS B8008-4のG2モードによる。		
*表9 ディーゼルエンジン搭載発電機に係る排出量基準値			
	排出ガス基準値(g/kWh)		
	NMHC+Nox	CO	PM
	7.5	8	0.4
	備考) 排出ガスの測定方法はJIS B8008-4のG2モードによる。		

環境ラベル一覧


●エコマーク

	<p>制度の特色 ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されています。ISO の規格（ISO14024）に則った我が国唯一のタイプ I 環境ラベル制度です。</p> <p>環境省所管の（財）日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されています。</p>
---	---


●コピー用紙の総合評価値

 <p>総合評価値 80</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙パルプ配合率 : 0% Δ ・森林認証材パルプ利用割合 : 0% Δ ・間伐材パルプ利用割合 : 0% Δ ・その他の持続可能性 : 0% Δ ・目指したパルプ利用割合 : 0% Δ ・白色度 : 0g/mf Δ ・坪量 : 0g/mf Δ <p>【参照先】 http://www.xxx-paper.co.jp/hyokka</p>	<p>各製紙会社の環境配慮への技術力及び消費者が求める品質に応じて、古紙に加え、間伐材等及び未利用材等の環境に配慮された原料についても利用可能とし、環境配慮の指標である「白色度」及び「坪量（紙の単位当たりの重量）」を加えたもの。</p> <p>総合評価指標の計算式に、各指標の数値を代入して算出し、一定以上のポイントを獲得した製品が適合品とされている。</p> <p>※グリーン購入法における調達基準 ・・・総合評価値80以上</p>
--	---


●再生紙使用マーク

	<p>古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。</p> <p>3R 活動推進フォーラム（旧ごみゼロパートナーシップ会議）で定められたものです。</p> <p>【マークの使用方法】 特に申請や届出等は必要ありませんが、マークの形を崩さずに、古紙パルプ配合率を示した数値・文言とあわせて使用してください。古紙パルプ配合率等については、製紙メーカーや印刷会社にご確認いただき、正しい数字を表示してください。使用済みの紙を再生利用（リサイクル）することを目的にしている関係から、コーティングしたものや、他の素材との複合等をした紙への使用はしないでください。</p>
---	---


●グリーンマーク

	<p>原料に古紙を規定の割合以上※1 利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。経済産業省所管の（財）古紙再生促進センターが取り扱っています。</p> <p>※1 古紙を原則として40%以上（ただし、トイレトーパー、ちり紙については100%、新聞用紙、コピー用紙については50%以上）利用して作られた商品についています。</p>
---	--


●FSC 認証制度(森林認証制度)

	<p>適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証 (FM 認証)」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証 (CoC 認証)」の2種類の認証制度です。</p> <p>NPOであるFSC (Forest Stewardship Council : 森林管理協議会) が運営する国際的な制度です。</p>
---	--


●間伐材マーク

	<p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類あります。</p> <p>日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。</p>
---	---


●PET ボトルリサイクル推奨マーク

	<p>PET ボトルのリサイクル品※1 を使用した商品につけられるマークです。PET ボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体である PET ボトル協議会が運営する制度です。</p> <p>※1 容器包装リサイクル法に基づき自治体により回収されたPET ボトルで再商品化されたフレーク、ペレット又はパウダーが25%以上原料として使用されている商品についています。</p>
---	--


●省エネラベル (省エネラベリング制度)

	<p>省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。</p> <p>表示方法等について JIS 規格が制定されています。</p>
---	--


●統一省エネラベル

	<p>省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度です。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示しています。</p> <p>【対象物品等 (2011年4月現在)】 エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、蛍光灯照明器具 (家庭用) の5品目</p>
---	--


●国際エネルギースタープログラム

	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。経済産業省が運営する制度です。</p>
---	---


●国際エネルギースタープログラム

	<p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国のほか、EU等7か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。経済産業省が運営する制度です。</p>
---	---

●低排出ガス車認定（平成 17 年基準、平成 30 年基準）

	<p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。</p> <p>規定の方法で測定された排出ガス中の有害物質（一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ホルムアルデヒド）の排出量が、最新規制値と比較して、50%、75%低減されていることを示しています。</p>
---	---

●自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領

	<p>自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく燃費基準を達成しているものにステッカーを表示します。</p>
---	---

様式第 1								
H30年度 グリーン購入実績報告書								
作成日		平成 年 月 日						
課・施設名								
区分記号	区分	番号	物品名	単位	年間調達総量	内グリーン購入適合品目調達数	グリーン購入達成率(%)	未実施理由
A	用紙類	1	コピー用紙(A3) ※白色用紙に限る。	枚				
		2	コピー用紙(A4) ※白色用紙に限る。	枚				
		3	コピー用紙(B4) ※白色用紙に限る。	枚				
		4	コピー用紙(B5) ※白色用紙に限る。	枚				
		5	色上質紙	枚				
		6	電算用連続用紙(フォーム用紙)	枚				
		7	FAX用感熱紙等	枚				
		8	輪転機用紙	枚				
		9	インクジェットカラープリンター用塗工紙	枚				
		10	その他の用紙類(具体的に記載:)	枚				
B	事務用品	1	シャープペンシル	本				
		2	シャープペンシル 替芯	個				
		3	ボールペン ※詰替え用の芯を除く。	本				
		4	マーキングペン ※詰替え用ペン芯を除く。	本				
		5	鉛筆 ※色鉛筆を含む。	ダース				
		6	スタンプ台	個				
		7	朱肉 ※補充用朱油を除く。	個				
		8	印章セット(印鑑ホルダー)	個				
		9	印箱	個				
		10	公印	個				
		11	ゴム印 ※連結式を含む。	個				
		12	回転ゴム印	個				
		13	定規 ※三角定規、分度器を含む。	本				
		14	トレイ(書類用・小物用・硬貨用)	個				
		15	消しゴム ※ペン型繰り出し式を含む。	個				
		16	ステープラー(ホッチキス)(汎用型)	個				
		17	ステープラー(ホッチキス)(汎用型以外)	個				
		18	ステープラー針リムーバー	個				
		19	連射式クリップ(本体)	個				
		20	事務用修正具(テープ)	個				
		21	事務用修正具(液状)	個				
		22	クラフトテープ(紙製)	個				
		23	粘着テープ(布粘着)	巻				
		24	両面粘着紙テープ	個				
		25	製本テープ	個				
		26	ブックスタンド	個				
		27	ペンスタンド	個				
		28	クリップケース	個				
		29	はさみ	個				
		30	マグネット(玉)	個				
		31	マグネット(バー)	個				
		32	テープカッター	個				
33	パンチ(手動)	個						
34	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	個						
35	紙めくりクリーム	個						
36	鉛筆削(手動)	個						
37	OAクリーナー(ウェットタイプ)	個						
38	OAクリーナー(液タイプ)	個						
39	ダストブロワー	本						
40	レターケース	個						
41	メディアケース(CD・DVD・BD用)	個						
42	マウスパッド	枚						
43	OAフィルター(枠あり)	個						
44	OA機器カバー	個						
45	丸刃式紙裁断機	台						
46	カッターナイフ	個						
47	カッティングマット	枚						
48	デスクマット	枚						
49	OHPフィルム	個						
50	電卓	個						
51	絵筆	個						
52	絵の具	個						

B	事務用品	53	墨汁	本				
		54	のり(液状) ※補充用を含む。	個				
		55	のり(澱粉のり) ※補充用を含む。	個				
		56	のり(固形)	個				
		57	のり(テープ)	個				
		58	ファイル	冊				
		59	バインダー	冊				
		60	ファイリング用品	個				
		61	文書ホルダー(個別フォルダー)	枚				
		62	文書保存箱	個				
		63	アルバム	冊				
		64	つづりひも	束				
		65	カードケース(クリアホルダー、名刺整理箱等)	枚				
		66	事務用封筒(紙製) 既製品	枚				
		67	窓付き封筒(紙製) 既製品	枚				
		68	けい紙	冊				
		69	ノート・メモ帳	冊				
		70	パンチラベル	袋				
		71	タックラベル(宛名ラベル、タイトル等)	袋				
		72	インデックス	袋				
		73	付箋紙 ※冊単位の購入は単位を変更	箱				
		74	付箋フィルム	個				
		75	紙ひも君	個				
		76	梱包用バンド	巻				
		77	黒板拭き	個				
		78	ホワイトボード用イレーザー	個				
		79	額縁	枚				
		80	集合ごみ箱	個				
81	リサイクルボックス	個						
82	缶・ボトルつぶし機(手動)	個						
83	名札(机上用)	個						
84	名札(衣服取付型・首下げ型)	個						
85	鍵かけ(鍵用のフック)	個						
86	チョーク	本						
87	グランド用白線	個						
88	記録用メディア(CD・DVD・BD)	枚						
C	印刷物	1	報告書	部				
		2	パンフレット・ポスター・チラシ	部				
D	衛生用品	1	トイレトペーパー	個				
		2	ティッシュペーパー	個				
		3	ペーパータオル	個				
E	事務機器等	1	コピー機等	台				
		2	電子計算機(パソコン)	台				
		3	プリンタ等	台				
		4	ファクシミリ	台				
		5	スキャナ	台				
		6	磁気ディスク装置	台				
		7	ディスプレイ	台				
		8	シュレッター	台				
		9	デジタル印刷機	台				
		10	電気冷蔵庫等(電気冷凍庫を含む。)	台				
		11	テレビ	台				
		12	エアコンディショナー	台				
		13	蛍光灯照明器具	台				
		14	LED照明器具	台				
		15	電球形状のランプ(LED)	個				
		16	電球形状のランプ(LED以外)	個				
		17	蛍光管	本				
		18	一次電池又は小型充電式電池	個				
		19	トナーカートリッジ(※Docuprint p450d対応分は対象外)	本				
		20	インクカートリッジ	本				
		21	プロジェクター	台				
		22	携帯電話	台				
		23	ガス温水機器・ガス調理機器・石油温水機器	台				

F	オフィス家具等	1	いす	脚台				
		2	机	台				
		3	棚	連				
		4	収納用什器(棚以外)	台				
		5	ローパーテーション	台				
		6	コートハンガー	台				
		7	傘立て	台				
		8	掲示板	個				
		9	黒板	個				
		10	ホワイトボード	個				
G	被服等	1	制服	着				
		2	作業服	着				
		3	帽子	個				
		4	作業手袋(軍手)	組				
		5	作業手袋(ゴム手袋)	組				
	その他繊維製品	1	旗	枚				
		2	のぼり	本				
		3	幕(横断幕・懸垂幕)	枚				
	4	カーテン	枚					
H	自動車	1	乗用車・小型バス・小型貨物車・重量車	台				
I	設備	1	太陽光発電システム (総設備容量を記入)	kW				
J	消火器	1	消火器 ※消化剤の詰め替えを含む。	本				
K	災害・備蓄用品	1	ペットボトル飲料水	本				
		2	アルファ化米・保存パン・乾パン	食				
		3	レトルト食品等	食				
		4	栄養調整食品・フリーズドライ食品	食				
		5	毛布	枚				
		6	携帯発電機	枚				